

札子企第 372-2 号

令和 4 年(2022 年)5 月 27 日

保護者各位

札幌市子ども未来局長

### 児童会館における利用児童のマスク着用について

日頃より、本市の児童会館・ミニ児童会館（以下、「児童会館等」という）の運営に対し、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このほど、厚生労働省がマスク着用の考え方や就学前の子どものマスク着用の取り扱いについて公表し、これを受けて、厚生労働省・文部科学省から、別紙のとおり「子どものマスク着用について」が示されました。

基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけの変更はないものの、一例としまして、就学児においては屋外では人との距離が確保できる場合や、人との距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場合はマスク着用の必要がないとされています。また、屋内でも、人との距離が確保でき会話をほとんど行わないような場合はマスク着用の必要ないこととなっています。

つきましては、児童会館におきましても、別紙の考え方にに基づき適切に対応してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

担当：札幌市子ども未来局放課後児童担当課

電話 011-211-2989